

浅原分譲地 販売のご案内

(みどり市大間々町浅原 地内)

1. 申込資格
2. 分譲条件
3. 分譲地概要
4. 申込手続
5. 資格審査の結果
6. 契約手続
7. 土地の引渡し
8. 登記について



群馬県 みどり市

1. 申込資格

- (1) 次の①又は②のいずれかに該当する方
 - ①自ら又は直系卑属^{※1}の親族が居住する住宅^{※2}を建築するため、宅地を必要としている方
 - ②自ら又は直系卑属^{※1}の親族が既存の住宅^{※2}の宅地とともに使用するため、宅地を必要としている方
- (2) 指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いでできる方
- (3) 自ら又は直系卑属^{※1}の親族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者、総会屋又はこれらに準ずる者でない方

2. 分譲条件

次の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻します。なお、契約日から10年間は、買戻特約登記を設定します。

- (1) 住宅^{※2}を新築する場合は、自ら又は直系卑属^{※1}の親族が居住するための一戸建専用住宅^{※2}又は一定規模・用途の店舗等併用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅をいう。）^{※2}とすること。
- (2) 自ら又は直系卑属^{※1}の親族が既存の住宅^{※2}の宅地とともに使用する場合は、資材置場や機械置場等の事業の用に供しないこと。
- (3) 市の承諾を受けた場合を除き、宅地又は建物に関する所有権を移転し、又は地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他使用及び収益を目的とする権利を設定しないこと。

※1 自分より後の世代である子・孫などの直通する系統の親族のこと。

※2 生活の本拠とするものに限る。

3. 分譲地概要

所在地	群馬県みどり市大間々町浅原1363-14											
用途地域	無指定（都市計画区域内）											
建ぺい率	建ぺい率：70%											
容積率	容積率：360%											
設備	道路	市道 幅員6m（全舗装）										
	上水道	群馬東部水道企業団（宅地まで配管済み：口径20mm） ※料金については群馬東部水道企業団みどり支所（電話：0277-32-3770）にお問い合わせください。										
	下水道 （農業集落排水）	みどり市簡下水道課（宅地まで配管済み） ・受益者分担金 150,000円 ・使用料（消費税別・1ヶ月） ※納入は2ヶ月毎 <table border="1" data-bbox="603 779 1286 936"> <thead> <tr> <th>基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料（1立方メートル当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1,000円</td> <td>1～10立方メートル</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>11～30立方メートル</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>31立方メートル以上</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料	超過使用料（1立方メートル当たり）		1,000円	1～10立方メートル	0円	11～30立方メートル	110円	31立方メートル以上	150円
	基本使用料	超過使用料（1立方メートル当たり）										
	1,000円	1～10立方メートル	0円									
11～30立方メートル		110円										
31立方メートル以上		150円										
電気	東京電力											
ガス	プロパンガス											
環境	交通	わたらせ渓谷鐵道大間々駅 約4.4km 東武鐵道・上毛電氣鐵道赤城駅 約5.2km みどり市デマンドバス 群馬企業前停留所 約50m										
	教育、生活	みどり市立大間々北小学校 約3.5km（スクールバスあり） みどり市立大間々中学校 約4.2km（スクールバスあり） みどり市役所大間々庁舎 約4.6km										
その他	行政区班	大間々町第15区5班										
	ゴミ	上記の班のゴミステーションを使用										
	テレビ	テレビ共聴組合へ加入										

4. 申込手続

- (1) 受付期間 随時受付中
- (2) 受付場所 みどり市都市建設部都市計画課（みどり市役所大間々庁舎2階）
- (3) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）
- (4) 申込書類
 - ①浅原分譲地申込書 1通
 - ②住民票（申込者） 1通
 - ③直系卑属の親族が宅地を必要とする場合は戸籍 1式
（申込者と直系卑属の関係性が分かるもの。）
- (5) 注意事項
 - ①申込者以外に土地を共有で所有する方がいる場合は、申込書に土地共有者と持分をご記入ください。
 - ②申込書類に虚偽の記載があった場合は、無効となります。
 - ③ご提出いただきました書類は、返却しません。
 - ④添付する証明書等は、最新のものをご用意ください。

5. 資格審査の結果

資格審査後に、結果を申込者宛てに通知いたします。

6. 契約手続

分譲地の販売が決定した方は、市と分譲地売買契約を締結していただきます。

- (1) 契約場所 みどり市都市建設部都市計画課（みどり市役所大間々庁舎2階）
- (2) 当日お持ちいただく物
 - ①申込者の印鑑（実印：土地共有者を含む。）
 - ②印鑑登録証明書 1通（登記申請用：土地共有者を含む。）
 - ③住民票 1通（登記申請用：土地共有者を含む。）
 - ④収入印紙（金額は、別途連絡します。）
 - ・契約書用（印紙税法による金額）
 - ・所有権移転登記用（登録免許税法による金額）
- (3) 代金支払 市が発行する納入通知書により、指定された日までにお支払いください。

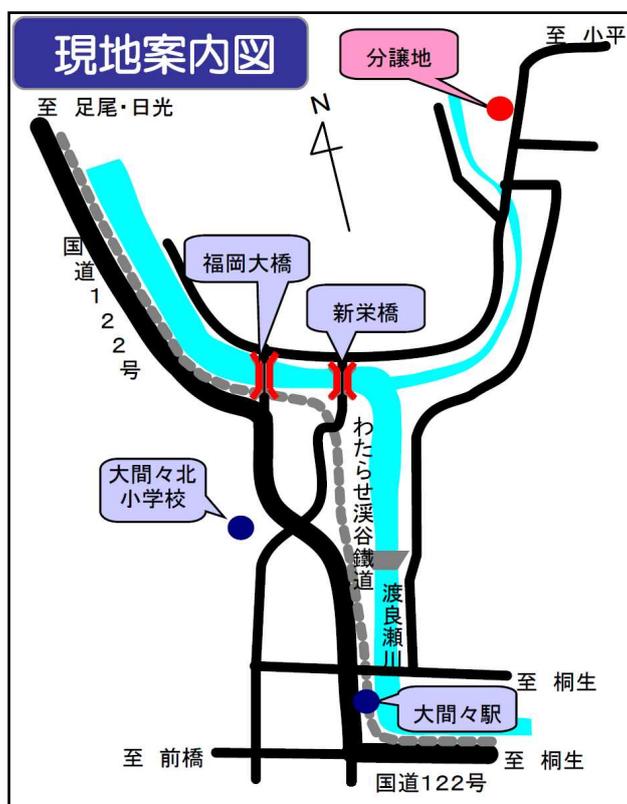
7. 土地の引渡し

- (1) 代金支払後、速やかに現状有姿のまま、土地の引渡しを行います。
- (2) 土地の引渡し後、電柱がある敷地については、電柱所有会社と占用手続きを行ってください。
- (3) 引渡し後の土地及び工作物の維持管理・費用は、買主の負担となります。
- (4) 引渡し後の土地にかかる公租公課（税金）は、買主の負担となります。

8. 登記について

土地代金の振込確認後、市が所有権移転登記を行います。

- (1) 分譲地には、契約日から10年間の買戻特約登記を設定します。
- (2) 市から買主への所有権移転登記に要する登録免許税は、買主の負担となります。
- (3) 登記完了後は、「登記識別情報通知」をお渡しします。
- (4) 建物の登記は、買主が行ってください。



【分譲地販売価格表】

地番	区画番号	面積	販売価格	単価(円/㎡)
大間々町浅原 1363 番 14	5	301.98 ㎡	1,087,000 円	3,600 円



★ 敷地内にある電柱及び支線の移設はできませんので、現地を確認して申込みください。

【問合せ先】 みどり市 都市建設部 都市計画課

〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511

電話 0277-76-1903 (直通)

FAX 0277-76-1951

Eメール toshikeikaku@city.midori.lg.jp